

議案第 4 3 号

兵庫県町議会議員公務災害補償組合理約の変更について

篠山市の名称変更に伴い、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により、兵庫県町議会議員公務災害補償組合理約を別紙のとおり変更することについて協議する。

よって、同法第 2 9 0 条の規定により、議会の議決を求める。

平成 3 1 年 2 月 2 2 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

## 兵庫県町議会議員公務災害補償組合同規約の一部を改正する規約

兵庫県町議会議員公務災害補償組合同規約(昭和 43 年兵庫県指令地第 1655 号)  
の一部を次のように改正する。

別表中「篠山市」を「丹波篠山市」に改める。

### 附 則

この規約は、平成 31 年 5 月 1 日から施行する。

兵庫県町議会議員公務災害補償組合格約新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>別表</p> <p>猪名川町</p> <p>多可町</p> <p>稲美町</p> <p>播磨町</p> <p>市川町</p> <p>福崎町</p> <p>神河町</p> <p>太子町</p> <p>上郡町</p> <p>佐用町</p> <p>香美町</p> <p>新温泉町</p> <p><u>篠山市</u></p> <p>養父市</p> <p>丹波市</p> <p>南あわじ市</p> <p>朝来市</p> <p>淡路市</p> <p>宍粟市</p> <p>加東市</p>	<p>別表</p> <p>猪名川町</p> <p>多可町</p> <p>稲美町</p> <p>播磨町</p> <p>市川町</p> <p>福崎町</p> <p>神河町</p> <p>太子町</p> <p>上郡町</p> <p>佐用町</p> <p>香美町</p> <p>新温泉町</p> <p><u>丹波篠山市</u></p> <p>養父市</p> <p>丹波市</p> <p>南あわじ市</p> <p>朝来市</p> <p>淡路市</p> <p>宍粟市</p> <p>加東市</p>	